

しんきんファームバンキングサービス利用規定 (即時資金移動サービス)

飯田信用金庫

1. 契約の成立

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. しんきんファームバンキングサービス（即時資金移動サービス）の取引

(1) しんきんファームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）からのパーソナルコンピュータ（VALUXを含みます。以下「パソコン」といいます。）または電話（プッシュホン）による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）よりご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ指定された当金庫本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用することができるものとします。

なお、パソコンでの操作の場合は、他行（庫）本支店の預金口座へ入金することもできます。

(2) パソコンによる依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届出た機種名のパソコンを使用して送信してください。

(3) 電話による依頼は、依頼人が占有管理する電話（プッシュホン）を使用して送信してください。

(4) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。

① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義口座の場合は「振替」として取扱います。

② 入金指定口座が支払指定口座とは異なる当金庫内の本支店、または他行（庫）の本支店にある場合、もしくは入金指定口座と支払指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

3. 振替または振込の受付等

(1) 本サービスによる振替または振込を依頼する場合は、当金庫が定めた番号の電話宛に送信を行い、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容をパソコンまたは電話のボタンにより操作してください。

(2) 当金庫で受信した支払指定口座の店番号、科目コード、口座番号、暗証番号および利用する端末の電話番号または端末IDが届出の店番号、科目コード、口座番号、暗証番号および電話番号または端末IDと一致した場合には当金庫は送信者を依頼人とみなします。

(3) ご依頼の内容については、当金庫が意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。

なお、パソコンによる取引の場合確認コードとして承認暗証番号を受信し、届出の承認暗証番号と一致した時点で確定するものとします。

(4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は、振込指定日または振替指定日に、支払指定口座から振替金額または振込金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法により入金指定口座へ振替、振込の手続きをいたします。

(5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座規定を含みます。）しんきんローンカード規定または当座勘定規定にかかわらず通帳、カード、および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし当金庫所定の方法により取扱います。

(6) この取扱いによる1日当たりおよび1回当たりの振替金額または振込金額の限度は、依頼人があらかじめ届出した金額の範囲内とします。

また、この取扱いによる受付時限は当金庫が別途定めた時間内とします。

- (7) 以下の各号に該当する場合は振替および振込はできません。
- ① 振替金額または振込金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり当金庫が支払を不相当と認めたとき。
 - ⑤ 振替取引において入金指定口座が解約済のとき。
- (8) 振替取引において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れします。
- なお、振込取引において入金指定口座への入金が出来ない場合には、組戻手続により処理します。

4. 手数料等

- (1) 本サービスの利用手数料は手数料引落口座から翌月 7 日（休日の場合は翌営業日）に引落とします。この場合、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (2) 本サービスより振込をする場合、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (3) 振込手数料は、同条第 1 項の方法と同様に取扱います。
- (4) 第 3 条第 8 項により「組戻し」の取扱いをした場合には、当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。
- (5) 本サービスの各種手数料は当金庫の「手数料一覧」に記載します。

5. 取扱内容の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。
- 万一取引内容、残高に相違がある場合は直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

6. 免責条項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- なお、当金庫が意思確認コードおよびパソコンの場合の承認暗証番号を受信する前に回線等の故障により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる振替または振込依頼の受付の際送信された支払指定口座の店番号、科目コード、口座番号、暗証番号および利用する端末の電話番号または端末 ID と届出の店番号、科目コード、口座番号、暗証番号および電話番号または端末 ID との一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

7. 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。

この届出前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

8. 解約

この取引は当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以内にわたりこの取引による振替または振込が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますのでご了承ください。

9. 規定の準用

この規定に定めない事項については、普通預金規定（総合口座規定を含みます。）しんきんローンカード規定、当座勘定規定または当座勘定貸越約定書により取扱います。

10. 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後、継続後も同様とします。

11. 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和2年4月)